

令和6年度  
内部統制評価報告書

令和7年7月  
山口県長門市



地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「長門市の内部統制に関する方針」（令和 4 年 8 月 1 日公表）を策定し、この方針に基づき財務に関する事務の内部統制の整備及び運用を行っています。

## 2 評価手続

本市においては、令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務の内部統制の評価を実施しました。

## 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価を実施した結果、評価基準日において全庁的な内部統制の整備に不備はないものの、評価対象期間中に業務レベルの内部統制において重大な不備を把握したため、本市内部統制は評価対象期間において一部有効に機能していなかったと判断しました。

なお、把握した業務レベルにおいての重大な不備は次のとおりです。

### (ア) 固定資産税の課税誤り

企画総務部において、固定資産税償却資産に係る 1/2 特例（内航船舶）を適用せず課税していたものです。

根拠法令等の確認が適切に行われなかつたことにより本来の税額と 100 万円以上乖離した額を誤って徴収していたものであることから、市民が大きな経済的不利益を受けたものであるため、業務レベルにおける重大な不備としたものです。

### (イ) 消費税の算定誤り

健康福祉部において、市内社会福祉法人への委託事業のうち一事業について消費税の課税対象として取り扱うべきところを誤って非課税事業として取り扱っていたものです。

認識不足により消費税分を算定していなかったことは、市民に不信感を与えるものであるとともに市の信用を損なうものでもあり、社会的影響が著しく大きいと言えるため、業務レベルにおける重大な不備としたものです。

#### (ウ) 工事未発注及び予算不執行

観光スポーツ文化部において、所管施設の維持管理上必要な工事について、事務処理を怠ったことで発注できず、予算不執行となったものです。

公の施設の不適切な維持管理により、市民に不信感を与えるものであるとともに市の信用を損なうものもあり、社会的影響が著しく大きいと言えるため、業務レベルにおける重大な不備としたものです。

#### 4 不備の是正に関する事項

上記のとおり業務レベルにおいて重大な不備が生じましたが、当該不備を含め、評価手続において認められた全ての不備について、該当所属において是正されております。

引き続き、内部統制に取り組み、適正な事務執行の確保が図られるよう努めてまいります。

令和7年7月14日 長門市長 江原 達也